### 立法上における財政処理の原則(一)

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学法律研究所
	公開日: 2011-02-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 安沢, 喜一郎
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9129

一節

日本国憲法における財政処理の基本原則

予算法または予算の効力

(以上本号)

## 立法上における財政処理の原則()

安

喜

郎

沢

(以下三一巻五号)

第三節 . 予算超過の支出、予算外の支出および超過支出の承認

予算不成立の場合における収入および支出

第五節 第四節

緊急財政処分

節

日本国憲法における財政処理の基本原則

日本国憲法第八十三条は、

と規定して、日本国憲法の下における財政処理の基本原則を明言している。この規定は、その根本的意義として、一 「国の財政を処理する権限は、 国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」

方においては、収入、支出をはじめとして、国のすべての財政の処理は、国会の議決にもとづいて行われなければな

14 らない、国会の議決によらずして、すなわち行政機関かぎりの意思によつて、いかなる財政の処理も行われてはなら

い、すなわちいかなる収入もまた支出も行われ得ないことを明言することによつて、明治憲法の下において行われて においては、上述のように、日本国憲法の下においては、国会の議決なくしては、いかなる財政の処理も行われ得な 現実の収入なく、また支出なしというのが日本国憲法の基本原則であることを明らかにしているのである。また一方 べての収入もまた支出も決定せらるべきものであつて、予算(広義の)なくしては、いかなる収入もまた支出も行わ り入れ、国民の代表者たる国会の承認なくしては、いかなる財政の処理といえども行われ得ないことを明らかにして れ得ないものであることを、第八十三条は明言しているものと解すべきである。さらにいいかえれば、立法なくして いるものというべきである。すなわちこの原則からするならば、国の財政処理の基準ともいうべき予算において、す ないことを明言したものであり、換言すれば日本国憲法は、財政の処理については、イギリスやアメリカの思想をと 国会の議決なくして収入ありまた支出ありという原則を根本からくつがえしているのであつて、 明治憲

え方は、 予算がなければ収入や支出が行われ得ないというのは、一応の原則にすぎない。特別な理由が存在するならば、 入あるいは支出は、予算すなわち議会の議決がなければ行われ得ないものではない、予算なくしても、 の制約によつて妨げられてはならないということであつた。このためにひとり租税に関する事項を除いては、 行政権を確立することにあつた。すなわち行政機関が行政を行うにあたつては、 法の下における財政に関する制度を徹底的に変革しているものというべきである。明治憲法の財政に対する基本的 なくしても収入も支出もなし得るものであるということであつて、それはいいかえれば一つには帝国議会の軽視であ 収入または支出が行われ得るものであることを明言していたのである。要するに明治憲法の下においては、 「予算の本質」において述べたように、立法機関たる帝国議会の権限を極力去勢することによつて、 財政あるいは予算の面からくる議会 幾多の場合に 国の収 強力な

律

論

国会の強力な立法権の確立にある、国会は唯一の立法機関たるものであつて、国会によらずして、いかなる立法も行 法においては、 明治憲法とは、この点において、 根本的にその見解を異にしており、第四十一条が明言するように、

た支出についても(第六十四条)、公共の安全を保持するため緊急の需用ある場合における財政上必要な処分について れ得ないものであることを明らかにすると同時に、第八十三条においては、本来立法にもとづいて行わるべき財政 従つて日本国憲法は、 立法、 すなわち国会の議決を度外視しては断じて行われ得ないものであることを明らかにしているのであ この見地から、 明治憲法が規定していたような予算の款項に超過しまたは予算の外に生じ

十一条)何等の規定するところがない、すなわちこれらの支出をまつたく否定しているのみならず、その他すべての

も(第七十条)、さらにまた帝国議会において予算を議定せずまたは予算成立に至らないときの措置についても

立法上における財政処理の原則 であるが、 第六十四条に規定する予算と同様の予算を意味するものであることを明言し、これを前提として日本国憲法の下にお ことを明らかにしているのである。前述したように財政法は、日本国憲法における「予算」という意味を、 である。 財政の処理について、 日本国憲法の下において、現実に、かつ確実に、日本国憲法の本旨が実現されているのは、この第八十三条 それは要するに予算の本質は立法であり、かつまたすべての行政は立法にもとづいて行わるべきものである 明治憲法の予算制度を再現し、何のために憲法があらたに制定されたのか、その意義を大半没却しているの しかしながらただ一つこの第八十三条の基本的規定だけは、 この趣旨を貫徹しているのである。換言すれば財政についても国会中心主義を明言しているの 財政法をもつてしてもこれを左右することが 明治憲法

15 処理の基本原則を宣言したものであつて、従つてこの原則に反する明治憲法第六十四条、 第七十条、 第七十一条等の

のみであるといつてよい。しかしながらただ一つといつても、この第八十三条こそは、日本国憲法の下における財政

ごとき、いかなる規定をも、日本国憲法の中にとり入れることを拒んでいるのであつて、第八十三条がわが国の財政 の上に与えている重大な意義を忘れてはならない。それは民主主義財政の宣言ともいうべきものである。

は 玉 いかなる財政の処理も行われ得ないことは、「予算の本質」において述べたように、イギリスやアメリカの思想 .の財政を処理する権限が、国会の議決、すなわち立法にもとづいて行使されることは、換言すれば立法なくして

避けたいが、このことはイギリスやアメリカにおいては、何等の疑問も生ずる余地のない不動の原則である。 としてはあまりにも当然な事柄である。いまここでイギリスやアメリカの制度あるいは思想について再説することは 国の政

治の一般原則たる立法あるいは行政そのものの本質からしても当然のことであるが、財政処理の特別な性質からして 決なくして、単に行政機関の意思のみによつてそれが行われ得るものでない。いかなる収入といえども、 国民から金銭を徴収し、かつその徴収した金銭を支出するにあたつて、国民の代表たる国会の承諾、 いかなる支

要するにイギリスやアメリカにおいては、予算制度確立の特殊な歴史的沿革からしても、 は、その鉄則とも称すべきものであり、それについては何等の例外もなく現実にそれが実行せられているのである。 また民主政治を実現せしめ

出といえども、立法すなわち国会の議決にもとづいて行われなければならないことは、イギリスやアメリカにおいて

法

律

論

叢

る趣旨からしても、ともにかようなことは当然の制度であつて、これについては何等の疑惑も存するものではない。

もとづいて行わるべきものであるという制度が採用せられなければならないものであるとするならば、 処理についても、民主政治を実現しようとするならば、すなわちいかなる収入もまたいかなる支出も、 日本国憲法としては、イギリスにおけるような特殊な沿革が存在しないことはいうまでもない、しかしながら財政の 国民の承諾に さらにまた換

言するならば予算とは国民のための予算でありもしくは国民みづからの予算であると考えるならば、

第八十三条が規

当然な原則の宣言が問題とされるのは、 とであつて、 定するように、すべての財政の処理が、 従つて第八十三条はこの当然のことを規定したものといわなければならない。しかしながらこの極めて 当然ではない制度が他に存在するからであり、あるいはまたこの当然な原則 国会の議決、 すなわち立法にもとづいて行われるものとすることは当然のこ

に対してその認識を欠く者が多くあるがために外ならない。

# ドイツの憲法においては、今日まで日本国憲法第八十三条のような原則がとり入れられたことがない。また学説も

ば収入や支出が行われ得ないものではないということを明かにしていることである。 は予算不成立の場合の支出までも規定していることである。その他種々の規定が存在しているが、要は予算がなけれ また同時に予算とは国民のためのあるいは国民の予算ではなくして、行政機関のための予算であるという考え方から である。ドイツの憲法に共通な問題は、 第八十三条のような原則を排斥している。それは予算の本質は立法ではなくして行政であるという思想からである。 予算超過または予算外の支出を、明文をもつて認めていることであり、 わが明治憲法は、 このドイツの 次に

思想をそのまま継承していたことはいうまでもない。

議決であつても、 第八十三条は、 財政の処理はとにかく国会の議決にもとづけばよろしいということである。従つてこの議決は、 また予算としての議決であつても、さらに条約としての議決であつても、その点はあえて問うとこ 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならないと規定してい 法律案としての

17

ろではない。

とにかく国会の議決、

しかもそれは立法としての議決であれば差支えがないということである。

しかし

18 ない。 事項を成立せしめるものでなければならない。換言すれば立法でなければならない。命令、許容、禁止等国会の意思 はない。第八十三条に規定する議決は、その議決の内容が、命令、許容、禁止そのいづれにしても、 明治憲法第六十四条あるいは第七十条に規定するような事後の「承諾」は、ここにいう国会の議決たるもので とにかく一定の

論 叢 -であり、同時に三権分立制の確立を否定するものである。要するに財政の処理が国会の議決にもとづいて行われると ならばそれでよいというような意味ではない。事前の議決と、事後の議決とでは、 いて行政機関の責任を解除するというようなことは、 条の意味であつて、 として確立され、その国会の意思にもとづいて、国の財政が行政機関によつて処理されてゆくというのが、 立法にもとづいて行われるという意味であつて、単に形式的に、事前あるいは事後における国会の議決さえある 事後の承諾のように、行政機関の意思によつて国の財政が処理され、国会としては単に事後にお 日本国憲法における立法あるいは 行政の意義を 無視するもの 議決の本質を異にするものであつ 第八十三

ことを容認しているものではない。 質を変革するものであり、さらにまた三権分立制の否定たらねばならないのである。 についても、また第八十五条についても同様であるというべきである。 このことはひとり 第八十三条についてのみ いうべきことではない、 第八十四条

### 五

法

律

事後の議決ということは根本において行政権の独裁を意味するものであつて、

従つてそれは立法または行政の本

第八十三条は、断じてかような

支出および債務の負担については、第八十五条において、 る。要するに収入と支出との二つについて、 本国憲法は、 第八十四条では、収入の根幹たる租税について、 以上のように第八十三条において、 いづれも法律または国会の議決にもとづくことを要する旨を規定してい 財政処理の基本原則を宣言するとともに、さらにその具体的 国会の議決にもとづかなければならないことを規定してい 法律によらなければならないことを明言し、 また国費の

まづ述べなけ

であ

前に、 る。 ればならない。従つて説明はこの問題からはじめることとしたい。 在し得る、また存在した問題であつて、イギリスやアメリカにおいては、原則として考えることのできない問題であ 場合の処置についてである。以上のような問題は、いうまでもなくドイツの憲法またはわが明治憲法の下において存 その第一は、 なければならない事項はない。ただ間接に、あるいは側面から、 より具体的に明言したまでのことである。従つて日本国憲法については、その基本制度としてこれ以上特別に説明し るのである。 これとは反対の制度、 従つて説明はもつばらドイツの憲法またはわが明治憲法に対するものである。 「その前提条件として、これらの制度の基礎的思想をなしている予算の効力という問題について、 上述の説明によつても明瞭なことと思われる。 予算超過の支出または予算外の支出について、第二は、緊急財政処分について、第三は、予算不成立の これが詳細な説明はとにかくとして、 すなわち国会の議決によらない財政の処理について、以下項目をあげて述べることとしたい。 第八十四条も第八十五条もいづれも、 さらにまた日本国憲法の下においてもあり得ない問 第八十三条の重大な意義を明瞭ならしめるために、 しかしながらこれらの説明に入る 第八十三条の基本原則を、

予算法または予算の効力

19 つて、何等の問題ともなり得ない。 えるならば、立法たる予算法または予算が立法としての効力を有するものであることは、 てきた。元来予算法または予算の効力ということは、もしも予算法または予算を、その本質が純粋の立法であると考 従来ドイツに おいて、 また明治憲法の下におけるわが国において、 従つてイギリスやアメリカには、 予算法または予算の効力ということが論ぜられ このような問題はまつたく 存在しないのであ あまりにも当然なことであ

法 律 論 方でのものの矛盾を曝露している以外の何物でもないのであるが、いかに予算法または予算の立法性を否定してみた うような問題がおこつてくる余地はあり得ない。ところが予算法または予算の本質は立法ではない、行政であるが、 格を有しない、純粋の行政的性格しかもたないものであると考えるならば、反対にまた予算法または予算の効力とい で、のろう。しかし日本国憲法としては、 算の本質を行政であると考えている学説においてばかりではなく、その本質を立法であるとしている制度の下におい れてゆくかということである。従つて予算法または予算の内容論ということになれば、それはひとり予算法または予 られているのではないのであつて、それはまた同時に予算法または予算の内容論となつてくるのである。 本質論からくる当然の問題であるということになるが、しかしながらこの問題は、 すなわちこれらのものに立法または立法類似の性格を付与する問題は避け得られないことになつてくるのである。 ところで、現実の問題としてこれらのものの立法的性格を否定できない以上、予算法または予算の効力という問題 るときに、はじめて予算法または予算の効力という問題が発生してくるのである。要するに学説そのものまたは考え しかもそれは純粋の行政的性格のものではなくして、他面に立法または立法類似の性格を有するものであると主張す であると考える場合にはじめておこつてくる問題であるが、しかもその場合にも、予算法や予算がまつたく立法的性 る。予算法または予算の効力ということが、 ても同様に考えらるべき問題であつて、 予算法または予算の効力という問題は、これを理論上の問題としてみるときは、上述のように予算法または予算の 予算法または予算の効力とは、予算法または予算の内容に対して、予算法または予算の拘束力が、どの程度に及ぼさ 明治憲法のついはドイツの憲法における予算と同様の意味のものであるという建前をとつてい 単にこの意味からばかりではなく、 従つてこの意味において、日本国憲法の下においても考慮せられてよいもの 問題になつてくるのは、 予算法または予算の本質は立法ではない、 前述したように財政法は、 単に理論上の問題としてのみ論ぜ 日 いい かえれ

おける「予算」とは、

るために、

実質的にはどうしても 予算の本質が行政であるという 制度と似かよつた 議論にならざるを得ないのであ

ろがドイツの制度や明治憲法の下においては、

容論というようなことは、 づから具体的収入あるいは具体的支出に対する命令または許容という形になつてくるのであつて、 収入あるいは支出に対する規定も、 つてくることはあり得ないのである。それは単に予算作成上の政策問題として一応存在するだけのことである。 る るイギリスやアメリカの制度からすれば、かような内容論もかならずしもこれらに適用されることにはならない そのゆえに日本国憲法はしばらくこれを度外視することとして、本来予算法をもつて純粋の立法であると考えて 何となれば予算法の本質は純粋の立法であると考えている制度としては、その立法たる性格にもとづいて、 まんざら問題にならないことではないけれども、特別重要な問題、ことに理論上の問題とな おのづから具体的規定となつてくる傾向にある。すなわち予算法の規定は、 従つて予算法の内 <u>ح</u> ح

立法上における財政処理の原則 である。 反比例して、 象的または総括的収入または支出となつてくる傾向にあるのである。そうなればその抽象性の程度に比例しあるい 命令または許容ではない、 収入または支出に対する極端な抽象性を主張するならば、それでは予算法または予算が何のために国会の議 そこに必然に理論上の問題までが発生してくるのである。これが予算の効力に関する重要な問題 単なる財政計画表であると考えているために、 予算法または予算の内容は、 おのづから抽 5 は

つたくこれらと同様になつてくるが)、予算法や予算の本質は立法ではない、すなわち具体的収入または支出に対する

(日本国憲法の下においても、

財政法第十四条によつて、

実質上はま

決に付せられるのかその意義をまつたく没却してしまうことになる。反対に極端にその内容を詳細化するならば、

21 る。 わが国では、 明治憲法は、 また日本国憲法の下においても財政法は、 プ H イセンの制度 (款項制) を金科玉条と

この点がドイツにおいてかつて盛んに論ぜられたところであ

(予算法または予算の本質を立法であると考

そ

えるならば、

れ

では行政機関の自主性すなわち裁量性が失われるというのである。

このようなことは当然のことであるが)。

律

法

論

22 して採用してきているために、 られているようである)。 予算法または予算の効力の問題としては、この外にまだ、ドイツの憲法もまたわが国の明治憲法も(日本国憲法も (わが国では、予算の内容は、この款項制が唯一の制度である、これ以外には予算制度はないもののごとく考え 租税については別に法律をもつて定めると規定している関係上、収入については法律と予算法または予算と 現実にはあまり問題はおこつていない。 また学説としてもあまり論ぜられてはいな

るという問題があるのである(これについては別に論ずる)。 の二重立法制がとられることになり、その結果予算法または予算の効力として、収入と支出とではその効力を異にす

ラバンドはいう(歳計予算論第九章)。成規の手続によつて調製せられた予算は、国法上いかなる効力を有するか。

予算をもつて法律と考えることは、その誤りのはなはだしいものであつて、もしこれを法律とするならば、予算の意

と、また利益があることを承認した旨をあらわすにある。要するに政府が支出をなすことは、予算によつて与えられ 義をして迷霧の中に没せしめるものである。……予算特有の効力は、国会と政府とが合意して、支出の必要であるこ た職権ではなくして、予算はむしろ政府に職権があることを明かにしているだけである。そのゆえに歳出中その大多

ものであるかどうかについて、政府と国会との合意を求めることにあるものというべきである。 を与えるというよりは、むしろ支出が必要であつてかつ利益のあるものであるかどうか、 のおこらんことをおそれて、これを予防するものにすぎない。およそ予算討議の目的は、 予算なくとも政府はこれが支払をなすべき職権を有しているのであつて、予算は要するにこの職権について争 並びにその金額は当を得た 支出に対して法律上の委任

ある支出が必要であつてかつ適当なものであることについて、政府と国会が互にその意見を同じくしたこ

けたために、 ばないため、 るものがある。 というべきである。 いるために、 も多いであろう。 ごときである。この外、 予算にかかげた支出であつて、 実際に 支出をなすことができない 場合は多々存するであろ 官職の俸給を予定しておいたのに、 たまたま会計年度の始めに被恩給者が死亡したために、その金額を支出することができないごときである。またある ならず、反対に予算の支出ができない場合も少なくない。たとえば恩給費として若干の金額を予定しておい げたことは、 ないものであつて、それはただ未来の支出を予想してその概額を定めるものであるから、 より当然のことであつて、あえて疑りに足らないのである。要するに予算に支出をかかげたからといつて、その や国会はかならずしも誤りがないとはいえない。予算を定めるにあたつては、その計算はいまだ確定することができ しも予算をもつてその確証とすることはできない。予算は、政府と国会との合意になつたものであるとしても、政府 とを予算によつて明示したとしても、 あるいはまた政府と国会の合意をもつて、予算にかかげた金額よりは少額でも、 もし一方の支出を行うときは、いきおい収支全体の金額に欠損を生ずる場合のごときは、 政府はかならずこれを支出しなければならない義務があるものと考えたならば、 予定の費目を省くことができるような場合がある。 政府をして実際に支出を行わしめる拘束力を有するものではない。 とくに政治上の状態が急変したため、 たとえば道路の修築のごとく、国庫で計画した工事を、中途から協賛会の費用や私費でこれを引受 かつまた予算において、政府に支出を許している費目でも、 はからずもその官職が久しく欠員となつていて、俸給を与うべき人がない場合の その支出が実際にはたして必要のものであつたかどうかについては、 他に資金の必要を生じた場合、 かような場合にも、 政府がこれを廃止し得る理由を有す 政府を拘束することができない または収入額が予算の定額に及 その費目が予算にかかげられて 実際の行政に差支えのない場合 その誤りのあることはもと 愚もまたはなはだしい かならず たの か

か

出を廃止する理由を有するものというべきである。

24 判定をなし得るか。この点に対する確たる証拠があげられないとラバンドはいう。 目は、その費目よりも他の費目の方が必要性がより大であるということ、あるいはまたより利益の多い目的のために しながらいかなる方法によつて、 支出をしなければならないということが証明せられるときにかぎつて、その支出を行わないことが許されると。しか ている。いわく、必要費目を廃止して支出を行わないならば、よろしくこれを処罰すべきものである。 : 。いかなる方法によつて、その費目よりも他の費目の方が必要がより大であるかあるいはまた利益が多いかという しかしこの点については反対論があるとラバンドは、フォン・モールの「ウュールテンブルグ国法論」の説をあげ 必要な費目であるとか有益な 費目であるとかいう 区別をなさんとするものである

律 法 論 叢 場合だけである。 これはただ政治上の争にすぎない。プロイセン憲法第百四条によれば、政府が国会の承諾を要するのは、 とするか、この問題を決するにあたつては、政府と代議院の間に争をおこすことがないとはいえない。しかしながら いかなる費目をもつて廃止することができない支出となすか、いかなる費目をもつて停止することができない支出 予算費額を節減しまたはその費目を省除した場合には、国会の承諾を要しないのである。 予算超過の

庫に対する確定裁判を受けたがため、 とがあり、政府と国会とが、ある目的を達するために必要な金額を決定するにあたつて、その目算を誤り、実際の支 ものもないとはいえない。たとえば行政の一支部の全費目を一つも予算に記載しなかつたようなことがあり、 から必要な支出であることを知らなければならない費目であつて、予算確定の際に脱漏して予定表にあがらなかつた なかつた支出で、 第二に、予算確定の際には、いまだ必要な費目であることを予知することができなかつたために、 あるいはまたその他不時の出来事によつて、支出の必要が生じた費目は当然のことであるが、 それが断然必要な支出であることを明言し得るものがある。 戦争とか、 予算確定の際には予想しなかつた支払義務を政府がにわかに負担するようなこ 流行病とか、 その他に、はじめ 国会の承認を経

げている。

いわく追免の宣告は、

Indemnität

Į, かに節減しても、 結局予算の定額よりもはるかに多額を費さなければならないこともある。

あることを調査し、その調査の当否については、みづから責任を負担するのである。何となればその支出がすでに予 に承認を与えないときは、 はかような職権が明かに政府に属することを、国会から追認せられなければならないのである。 論詰し、 以上のような場合において、 政府は元来このような職権を有しているのであつて、 政府にかような支出をなすべき職権がないもののように考えることは間違つた考え方といわなければならな その損害はもとより政府においてこれを負担し、 その定額外の支出をしたからといつて、これを違法の支出、 ただその職権がいまだ国会の承認を経ていないため、 政府は該費目が必要であつてかつ有益で すなわち予算超過として しかして国会がこれ

算によつて承認せられているものならば、 とくに政府に責任を負担せしめるのである。この一事が定額外支出が他の支出と異なるところである。 かしながらラバンドは、 かような支出は法律を犯したものであるから、 政府は何等責任を有しないものであるが、 政府は国会の赦免 Pardon それは定額外の 支出であるた すなわち追

を求めなければならないという見解があるといつて、グロテフエンドの「現代ドイツ国法論」をあ

政府の行為が法律に違反したためにこれをなすものであると。

しかしながらラバ

ドは、 によつてその違法行為の処罰を軽減せられることがある、 ならない費目は例外である。 せられない費目はこれを支払うことができない。 にまたフオン・モールの「ウュールテンブルグ国法論」をあげている。モールはいう、いまだ財政法律によつて承認 この議論はいたづらに外形上の手続に拘泥し、 しかしてその例外はただこの一つあるのみである。 しかしながら国を保護し、 事実上の利害をおろそかにする弊害があるといつている。 また時宜によつては、 国法を維持するがために支出しなければ 有益な支出は、 国会の承認を得られることがあるけ もとより国会の議決

要するに政府は有益な支出であることを名として予算超過の支出をなすべき権利を有しないのであると。

の議論についてラバンドはいう、これは政治上の迷想からひきおこした誤つた見解であると。 予算超過を国会から追認せられることは、 いかなる意味を有するかと論じ、 それは要するに原予算の補足

および修正に外ならないものであるといつている。(この問題については項を改めて論ずることとしたい)。

論 ことはできないということを主張しているのであるが、ラバンドはこのことを明瞭ならしめるためにさらにこれを詳 うのは、予算によつて与えられた職権としてそれを行うものではなくして、予算は政府に職権があることを明かにし ているにすぎないものである。要するに予算の本質は立法ではない、従つて立法的効力を保有しているものと考える ラバンドの説明によれば、予算特有の効力は、国会と政府との合意であるというにある。すなわち政府が支出を行

律 ば判断ができない、予算は単なる計画表にすぎない。従つて予算をもつて必要な支出であるという確証とすることは 予算によつて明示したとしても、その支出が実際においてはたして必要なものであつたかどうかは、 できない。予算は将来の支出に対する目標たるものにすぎない。そのゆえに予算がなければ支出ができないというよ 第一に、ある支出が必要であつてかつ適当なものであることについて、政府と国会がその意見を同じうしたことを 結果を見なけれ

ても、 なかつた支出であつても、 したからといつて、これをもつて違法の支出である、政府にはかような支出をなすべき職権がないものであると考え 第二に、予算確定の際には、 予算を確乎不動の立法として考えることはできない。従つてこのような場合において、政府が定額外の支出を それが後日に至つて断然必要な支出であることがわかつてくることがある。 いまだ必要な費目であることを予見することができなかつたために、国会の承認を経

うな議論は成り立たないというのである。

な ることは誤りである。 政府にかような職権があることを後日国会から追認されなければならないだけであるというにある。 政府は元来このような支出をなすべき職権を有しているのであるが、 ただ国会の承認を経て

立法上における財政処理の原則 予算がなければ収入や支出ができないという性質のものではない。換言すれば予算は立法的効力を有するものと考え 主張し、 とは法律を執行する作用、 政とは何か、 を行政的性格のものとして扱わうということであり、第二には、 てはならないというにあるのである。 会によつて与えられた職権でもなく、 ある。以上のような二つの基本的観念の上に立つて、収入、支出を行うことは、 要するにラバンドの論旨は、 ことに支出についての最終的責任は何者に存するかということである。 予算に対する国会の議決といえどもそれは立法作用ではなくして、行政作用の一種であると考えているので それはアメリカその他の国におけるように、 もしこれに対して経費の支出を行わなかつたならば、 すなわち執行権の行使であるという考え方を否定し、 第一には、 またその議決によつて成立する予算によつて授けられたものでもない。 次にはまたこの 思想の 反面を物語つているものであろうが、 予算の本質は立法ではなくして行政であるということであり、 権力分立制の正確な考えからくる行政の意義として、 権力分立制に対する見解の相違である。 たとえば経費の支出を必要とするある事 その支出をしなかつたことに対する最終 行政について極めて広範囲な作用を 本来政府の職権であつて、 収入あるいは支 従つて予算 すなわち行 決して国

はならない、政府としてはこの最終的責任を負担している以上、

この最終的責任を有する関係上、

予算がないからといつて支出を行うことができないという理由 国会が予算を議決しなかつたからといつて、その責任を免れ得る

予算の有無にかかわらず支出をなし得るものといわ

それは国会にあるのかあるいは政府にあるのかということであるが、この政治の最終の責

従つ

28

ないという思想を別の言葉をもつて説明したものであるが、しかしこの考え方がラバンドの思想の基本となつている なければならないというのが、ラバンドの主張である。このことは上述の行政とは単に法律を執行することのみでは のである。 以上のような思想から割り出されてくる予算の効力ということは、結局予算法または予算は、立法的効力を有する また同時にその他のドイツの学者の思想でもある。

律 論 ず、法律にあらずというならば、しからば純粋の行政事項であるかというに、それはもとより問題にはならない。 立法と同様に、 力を有するものであるというのは、その言外にあふれた説明である。これをさらにいいかえれば予算法または予算も 法ではない、従つて立法のような行政機関に対する絶対的拘束力はない、しかしながらほとんど立法に異ならない効 に予算法または予算が、立法類似の効力を有しなければならないというのはその根底にある思想である。立法にあら には直接関係がないという建前をとつているから、国民のことは問題にはならない)。 しかしながらまたそれと同時 一応の原則としては行政機関を拘束するものである、ただその拘束力は立法のように絶対的のもので 換言すれば行政機関に対して絶対的拘束力を有するものではないということである。 (予算法は国民

それには若干の例外があるということである。ここに説明の矛盾が曝露されている。

法

はない、

権は依然として存在しているのである。 上定まつていない歳出を支出する権を政府に与えるものであつて、従つてこの範囲内においては、予算が政府を拘束 以上はラバンドの所説についてであつたが、さらにいま一つゲオルグ・マイヤーのいうところを聞きたい 政府は、憲法によつて財政権を与えられているものであつて、たとえ予算が不成立に終るとも、この財政 いわく、 予算が議会の同意を得ることによつて、はじめて政府が財務行政の権限を得るものということは しかしながら予算は、 法律によつて確定しない歳入を徴収したりまたは法律

各種の税法は、 歳出歳入を定める各種の法律は、予算法によつてはじめてその執行力を生ずるものである。予算法の公布以前には、 つてはじめて財務行政権を委任せられるという意見は、とくに法律の形式をもつて予算を確定する諸邦について行わ 対する準則たるものは、 国の歳入が法律の規定にもとづいているならば、その法律の規定によつてこれを徴収しなければならない。 その会計年度間 この学説の主なる代表者は、ラスケル・ロエンネ・ツオルン・マルチツツ・ヘーネルである。この説によれば、国の その効力がないものといわなければならないという。この議論についてはラバンドが反対している)。 .の財務行政は、この予算に準拠して行わなければならないことになる。 予算のみではなくして、一般の法律もまた財務行政を拘束するものである。 しかしながら財務行政に (政府が予算によ 一般法

律の規定によつて、 私法上の特別の名義にもとづいて、国に属すべき財産権上の請求を放棄することができる。 によって、 その免除権を与えられたときにのみ認められるものである。 損害賠償の請求を放棄したり、 国に対して負担している支払、とくに公課の免除は、 国庫に帰属すべき相続財産を拒絶したりすることができると。 これに反して、 政府が、法律の規定によつて、 政府は行政権の結果として、 たとえば政府は借地料を または予算

支出をしたりする権利を与えることもある。 し支出をなす権利は、 効力を有するものである。 要するにゲオルグ・マイヤーは、 憲法によつて直接与えられたものである。 しかしながらかような財務行政の準則たるものは、 予算がなければ、 その意味では予算もまた財務行政の準則たるものである、 政府は収入や支出をなし得ないものではない。 しかし予算も場合によつては、政府に収入をしたり ひとり予算ばかりではなく、 政府が収入をな すなわち立法

ぱら政府と議会との憲法上の関係についてのみ生ずるものであつて、決して直接に国と人民との関係に効果を及ぼす 次にまたオット・マイヤーは予算の効果として左のごとく述べている(ドイツ行政法)。 લ 予算の効果は、

もまたその準則たるものであるというのである。

30 かを決定する標準となるのであるという。 その他予算によつて生ずる責任の結果として、すくなくも政府全体の動作およびその下僚の動作を、 おいては予算に従つてなさしめる動因となり、従つて広く人民に対して何をなすべきかまたは何をなしてはならない 行為の内容とすることができる。 ことはない。一般人民に効果を及ぼさないのはもちろんのこと、公の財務関係にある官吏に対しても効果を及ぼすこ 算によつてあらわれる議会の権利の影響を受けることが大である。その支出および収入の定は、 山 間接には、予算は行政法の区域にもその効果を及ぼす。 たとえば会計官吏の職務の委任、俸給の承諾、 財政上の法律、ことに租税賦課の法律は、 手数料の賦課のごときである。 これを公法上の法律

金銭上の関係に

予

論 叢 の効力または効果として、部分的立法性または立法類似の性格を認めようということにある。その理由は、 要するにドイツの学者のいうところはそのいづれもが根本においては予算の立法性を否定しながら、 他面には予算 予算の内

容をして一つの財政計画表たらしめていることからくるものと思われる。

五

-- 法

律

博士の所説をあげるならば、 明治憲法の下においては、

予算の効力ということについては、

いかように考えられていたか、

その一例として上杉

予算

次のように述べている(新稿憲法述義)。「予算ハ官府ニ一定ノ行為ヲ為スノ権能ヲ附与

カ其

スルモノニ

非ス、

凡ソ官府カ一定ノ行為ヲ為スノ職務権限ハ、法令官制ノ定ムル所ニ依リテ存スルモノニシテ、

之ヲ行フニ必要ナルノ金額ヲ予メ見積リ定ムルノミ、官府ハ予算ニ其ノ款項金額ヲ掲ケサルモ、 ノ発生原因ヲ成スモノニ非サルハ云フマテモナシ、予算ハ唯タ一定ノ原因ニ依リテ存スル、 官府ノ職務権能 法令ノ命スル

行スヘキモノハ、

法令ノ直接ニ命セサル所ト雖モ、

其ノ一般的権限

ノ規定ヨリシテ、

必要ニ応シテ施

所

必ス之ヲ為ササルヘカラス、

其ノ必要ヲ生スレハ、必ス之ヲ為ササルヘカラス、予算ニ其ノ款項金額ヲ掲ケサル ノ故ヲ以テ、

立法上における財政処理の原則

φ セリ……予算ヲ以テ租税 入ハ主トシテ租税チリ、我カ憲法ハ租税ハ毎年之ヲ承諾スルノ主義ヲ執ラス、永久ノ法律ニ依リテ徴収スルモノト為 見積計算表たるにすぎないというのである。このことをさらに具体的に説明して次のように述べている、 算なしといえども、 い。それは要するに予算の本質は行政であつて、 思想を明らかにしているが、 ヲ成スモノニ非ス、収入支出ノ見積計算表ニシテ、 カ自由ニ裁量シテ、 令ノ命スル ノ法令ノ規定官制等ニ依リテ行フノ事務ニ就テ、 ス之ヲ為スヘキ 必要なしと認めるならば、 所 ノ行為ヲ為スノ職務ヲ怠ルコト ノ義務ヲ生スルモノニ非サルハ云フヲ俟タサルナ 行政機関は法令の命ずるところはこれを実行しなければならないと同時に、 必要ニ応シテ施行スヘシトセラルルモノハ、固ヨリ之ヲ行ハサルコトヲ得ヘク、 ノ承諾 その説明は、 行政機関はこれを実行するの義務がないというのである。 ナリト スルノ主義ヲ廃シタル以上ハ、 ドイツの学者ことにラバンドの 説くところとほとんど 異なるところがな ヲ得サルナリ、 予算は行政機関に対して何等の権能をも付与するものではない、 必要ナルヘキ経費ヲ見積ルモ 法令ノ規定其ノ他ノ原因ニ依リテ入リ来ルノ収入ヲ見積リ、 又反対二子算二其ノ款項ヲ設ケ金額ヲ計上スルモ、 y ° 予算ハ直接ニ収入支出ニ対シテモ、 予算ノ効力ハ専ラ支出ニ存ス、 ノタルノミ」と説明して、 予算とは単なる収入支出 他面予算ありとする 予算ニ依 予算ヲ定 その基本的 官府 「国家ノ収 官府 官府

用ス 之ヲ議会ノ協賛ヲ経 ル 以テ濫費ナカラシ 非スシテ、 一定ノ支出ヲ必要トスルカ故ニ、 ヘキモノトスルハ、 メ、 政務 ノ効果ヲ挙ゲ、 国庫ノ収入スル金額ヲ如何ニ使用スルカヲ予メ確定シテ、之ニ従テ支出 其ノ紊乱ヲ防カント 其レタケノ収入アラシ .ス ハルナリ、 ムルモノナリ、 国家ノ会計ハ、 支出カ国家会許ノ要点タ 収入アルカ故ニ之ヲ使

ハ其ノ性質上当然ニシテ、

支出ニ充ツヘキ金額以外ニ、

国庫ノ収入アルヘカラサルナリ、

収入ノ金額ヲ同数ト

シ、

支出

ノ為メニ必要ナル金額以外ノ収入ハ、

之レ無キモ

ノト

シテ編製セ 予算ハ此

ラル、

故 ビニ予算 ノ趣旨

計上スル支出ノ金額ハ、其ノ金額ニ於テ収入ノ額ヲ超ユヘカラサル

コト

ラ示

スモノニシテ、

政府ニ対シテ、

予算ノ款項及其ノ金額ヲ定ムル ス、会計法ハ之ニ本ツキテ、 カ之ヲ支出スルニ当テ、 「ヲ超エテ、支出スルコトヲ得サルノ意義ヲ有スルモノナリ、之ヲ予算ノ効力ト為ス、憲法第六十四条第二項ハ、 款項ノ設ケナキ事項ニ就テハ、支出ヲ為スコトヲ得ス、款項ノ設ケアルモ、 諸般ノ規定ヲ設ケタリ、要スルニ、予算ノ効力又ハ拘束力ハ専ヲ支出ニ就テ存シ、(一) ノ効力ヲ示スモノニシテ、之ヲ超過シ、又ハ款項以外ノ支出ヲ為スヘカラサルモノト 荷クモ予算ヲ定ムル以上ハ、政府 其ノ定ムル所

叢 -

法 律 論 なわち予算とは、 支出ヲ為スコトヲ得ス、 ヲ受ク」と論じているが、ここまでくるとドイツの思想がより明瞭に露呈されてくる。予算の本質は立法である。 ハ一年度限 リノ予算ナルカ故ニ、一ノ年度ニ属スル支出ノ定額ヲ、 国民から金銭を徴収するそれに対する国民の同意であり、 (四)従テ各款項ノ間其ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス、(五)又会計ハ一年度ニ限リ、 他ノ年度ニ繰リ越シ使用スルコト 同時に国民から徴収した金銭をいかよう ヲ得サ ルノ拘束 す

予算ニ定メタル目的即チ款項ノ設ケアル事項ノ外ニ支出ヲ為スコトヲ得ス、(三)予算ノ各款項ニ定メタル

金額以上ノ

総収入額ヲ超エテ支出ヲ為スコトヲ得ス、予算ニ計上セサルノ収入アルモ之ヲ支出ニ充ツルコトヲ得サルナク、(二)

である。 は何等の拘束力を有するものではない、これに反し予算の拘束力はもつぱら支出予算の上に存在しているということ い矛盾があらわれてくる。 ひとしく予算でありながら何が故に収入予算には予算としての拘束力がなく、支出予算についてのみ予算と その一つは上杉博士みづからが指摘しているように、 ひとしく予算でありながら収入予算

たは支出を行うための目標たるものであるということになつてくるのであるが、しかしながらここに二つの理解し難 に消費するかその消費に対する国民の許諾であるという思想は完全にぬぐい去られ、予算とは単に行政機関が収入

ŧ

しての拘束力が与えられるものであるか、

この根本的矛盾の存在することである。収入については別に租税法なるも

れば、 0 律との関係という問題において詳述したい)。 の規定なるものが、いかなる理由によつてまたいかなる根拠によつて、かような効力を支出予算に対して与えている というが、 のが存在する、 か 立法的効力または拘束力が発生してくるのか、まつたくこの点が理解することができない。上杉博士の説明によ それだけの理由によつて、この矛盾が解決されたと考えることはできない。 それは単に憲法第六十四条の規定があるからであるというが、それは単なる形式論であつて、 その点はまつたく明らかでない。否、明らかにできないはづである。 根本において予算の本質としてその 立法性を否定しておきながら、 どういう根拠から 支出予算に対して 従つて収入予算と二重立法になるために、収入予算には予算としての効力がないということであろう 第二には、支出予算には、予算としての効力または拘束力が存在する (この点については、 その第六十四条 後に予算と法

〔註〕 歳入予算の効力に関する疑(法律及政治一の三)関ロ健一郎氏

専門家の説によれば予算の歳出部と歳入部とはその効力に非常に差あり。

歳出部予算によりて政府は所定の費途に所定の金

では余もまた疑はない。しかしながら歳入予算の効力を単にこれだけと見るべきや否やの点に疑を懐くのである。 自ら生ずるのであるとせらる。従つてまたその収入額が予算額よりあるいは多くても致方はないとせらるるのである。 この歳入部予算あるがために収入をなし得るにあらず、収入は法律なり、 額ありて支出するの権能を附与せらるるものなるに、歳入部予算はある収入源より幾許の収入を得るかの見積たるに止まり、 命令なり、 または財産所有という事実なりに基いて

償に属する行政上の手数料と財政専売とは上に述べたるものといささか趣を異にせるものである。しかもなおその予算の効力 であるからして、この方もまた性質上歳入予算によりて拘束せらるるを要せざるものとして可なりと思わる。しかしながら報 その所有者なり企業者なりが私人にあらずして国家なりというだけで、 い訳である。 いうまでもなく、 法律によりて定めらるる手数料また然りである。 租税は法律の規定する所たること憲法の規定で明らかであつて、従つて予算によりて左右せらるる所はな 官有財産の収入および官業もまた財政専売にあらざる限りは、 何れも一般経済の理法によりて大体支配せらるるもの

を彼此同一に見ざるべからざるか。

し、これに対する反対給付として納付せしむるものであるからである。故にもし法律によるを要せざる理由として政府か収入 れによりて剰余を得て純歳入を生ずることを目的として設くるものではなく、各人の請求によりて国家がこれにある給付をな 報償に属する行政上の手数料を法律によらずして政府の任意に定むることを憲法が許したるは、その手数料は元来政府がこ

収を計るも可なりとしたならば、歳入に対する議会の協賛ということは全く無意味ではあるまいか。予算が歳出入ともに議会 拘束するとしたところでこれは実行不可能たること明らかである。故に歳入見積の基準たる料金において政府を拘束すべきも の協質を要するという憲法の規定はそこに何等かの意義を有するのではあるまいか。また有せしめては憲法の精神に背くもの えて専売なる方法を取つたのである。 見れば製造または売買によりてその益金を見んとするに過ぎない。 以て如何ともすべからざるも、予算見積の基準となれる料金はこれを勝手に変更するを得ざるものとなすべきではあるまいか。 むるは政府の権能力に属するも、その一旦これを定めて予算の協賛を経たる以上は、その総収入額の増減は事実上の結果なるを 生したる事由によりて手数料を引き上ぐべき正当の理由存すれば格別、単に歳入増加のために手数料金を増加すべきにあらず に当りてはその手数料に関する法規の規定料金を前提として、これを適当と認めたるかためなりといわれる。 由行動の権能を害するものなりとの説を見るであろうし、またこの説は強ち無理とは思われぬ。 のと見るべきではあるまいか。しかしながらかくの如くするときは予算の効力の解釈によりて、憲法上政府に与えられたる自 たは歳入見積の基準となれる手数料において政府を拘束するものとなすべきではあるまいか。しかし収入予算額を以て政府を を許したるものといわなければならぬ。 増加以外に何等の理由なきにかかわらず全然任意にその額を引上ぐるとしたならば、これはすでに報償の範囲を超越すること 次は財政専売収入であるが、 これを以て全く違憲なりとも断ずるを得ぬかとも思われるのである。換言すれば報償に属する行政上の手数料を定 実は財政専売収入こそこの疑を起さしめた因をなすのである。財政専売収入はこれを法律的に ………もし歳入予算は単純なる事実の見積であつて、その収入の基準も自由に勝手に増 さればこの収入源に属する歳入予算はその予算額を以て政府を拘束するとするか、ま しかしこれを財政方法より見れば租税として徴収するに代 しかし議会が予算に協賛する 故に予算後に発

額の当不当を見るに止まるものであろうか。……… ではあろうか。 手数料にしろ、 専売品の売価にしろ、 **畢竟はこれ
国民の負担
に外ならないのである。
歳入につきては単に見積** 

以上は主として理論上からみた予算法または予算の効力という問題であつた。次に予算法または予算の内容論とし 予算法または予算の拘束力が、その内容に対して、どの点まで及ぶものであるかという議論である。

ときに、これを次年度に流用して、次年度の定額を増加することもできないというのである。 政府は次年度の資金を、 ないときは、一支一出といえどもそれにかかげられた定額を超過してはならない。またそれと同一の理由によつて、 といえども違えてはならない。たとえ他の費目を節減して塡補できるものであつても、 代議院の承諾を得た歳計の各目、すなわち行政歳計の細目は、一つ一つ政府がこれを遵奉すべきものであつて、 の代議院で唱えられた一つの説がある。この説によれば、代議院に提出せられた歳計法案およびその別表に掲載して ラバンドはいう。最も困難であつてかつ最も議論の多いのは、 今年度の費途に立替え、 よつて今年度の定額を増加し、または今年度の節減で剰余を生じた 「歳計違越」という言葉の意義である。 もし歳計法でその転用を許さ プ

るものである。 きものである。 る法律は、 および一時費非常費の総額のみが、政府をして厳守せしむべき法律上の効力を有するのである。 この論旨のとおりに実行するならば、 かならず別表の歳計中に、 しかるにこの論とまつたく反対の議論をなす者がある。いわく、歳計全表の総額または経常費の総額 幾何を経常費とし、いくばくを一時費非常費とするかを明文をもつてかかぐべ 政府の行政に対して、いうに忍びない拘束を加え、 故に国 『の歳 難ならしめ

その活動を困

35 これによつて、 国の行政の総費額が、 もし法律によつて確定した限域を出ないかぎりは、 たとえ各費目は、

議院を

決議をしたことを無実無効のものたらしめるものである。もし行政の他の部分において費目を節減し得るものがある となつてくる。またこの議論は、 を国会に請求するための理由、 この論によるときは、 切の目的を達してよろしいという制度と同様のものとなつて、 政府は自由にその目を廃止して他の目を設け、この費目を省いて他の費目を増して、国会が逐目審議した決 歳計にかかげられた総額の性質は、総金額を定めて政府の処分にまかせ、その金額内で行政 あるいは国会がこの総金額を政府に承諾する理由を明らかにする説明にすぎないもの 国会が逐条的に審議をして、ことに歳計の各目をあるいは削除しあるいは減額して 歳計表に列記した各目は、 単に政府がこの総金額

律 る。 滅せしめ、政府をして無限の権力をもつて国のすべての用度を処分せしめ、歳計の審議確定をして、ことごとくその ことごとく徒労に帰する。 議にはすこしも制約せられることがないことになる。日時をついやして国会が決議し、 このような理論にしてもしも実行することができるものとするならば、その結果は、 また議員の発言権は、 歳計の細目を提出したことは、これを議場で報告して、議員の一覧に供しただけのものと 総金額に対してはこれを行うことができるが、 その細目には及ばないことになつてく 国会の予算権を根本から破

競計の各目を確定したことは

目的の食い違いを来さしめるものとなろう。

理論によればさようなそしりは免れることができる。 各細目まで政府は厳格に遵守しなければならないため、予算法の効力は過大であるというそしりを免れないが 以上二つの理論は、 立憲政体の実行以前に行われた法律に適応しているものである。 右の二つの理論のいづれにも属しない。 いづれも極端に走つていて、いづれもとるに足らない。プロイセンにおいて実際に行われてい その中間にある第三の理論ともいうべきものであつて、 また第二の理論のようになれば、 すなわち第一の理論によるときは、 政府はただ歳計の総額を動さ 行政各部の

ないにもかかわらず、実際にある項を節減して他の項を増補しなければならないときは、 なすことができない。もしこの金額を増減するかあるいは歳計中のある項を他の項とくりかえることを法律で明許し 添付せしめるものである。 に従つて若干の部に大別し、 ない の効力をして、そのような過小なものたらしめるものではない。この理論の主とするところは、 かぎり、 その細目のごときは政府で自由に変更することができることになるけれども、 しかして各款各項の総額はおのづから法律たるの効力を有し、 歳計の表面を、 款と項とに分け、款項の総額を別表として、 憲法第百四条に従つて、 国の歳計を確定した法律に 政府はその金額外の処分を この理論によれば、 総費目を、その種類 歳計

立法上における財政処理の原則 て、 る階級内においては、 院の追認を乞うべきものとしている。 政府は歳計違越の責任があることになるから、 かしながらこの理論は、 政府の自由な運動を許し、 実際において満足な結果を得ることができない。 ただ国会から 承諾を与えた各階級の 国会の追認を求めなければならないものとするのであつて、 この理論の趣旨を察するに、 金額を 超過するときにかぎつ 歳出のあ 政府

を付与し、 説の主眼とするところは、 することがあつても、款項の大体に至つてはすこしも予期に変更をきたすことがないというのである。 的に消費せられるおそれがないから、たとえ歳計および歳計を説明した別表に記載した各細目は、 これを歳計法律に付属した別紙とし、これに反してこの総額を集成する各目は、 一款一項の総額を法典に記載して公布し、歳計法律に明記して、 単に法律を説明する理由 この総額に法律たる効力 国会の予期に相違 要するにこの

には自由な活動を許し、また国会にとつても、

国会の支出を許した金額は決して国会の許した用途とは違つた他

の総額は、 法典に掲げて公布した歳計は、 総額そのもののみが独立して存在するものではない。 要するに実際の用度を予算した歳計細算書の抜粋にすぎないものであるから、 国会の承諾を得た支出を一覧するがために、 簡単な

法律としての効力を与えないのである。

ある。

きは、

秩序を転倒して、

論理の定則を倒用したものである。

ことのできないものであり、従つて行政各部の総費額もまた部内の各細目と分離することができないことは明らかで は各目を集成したものである。この故に歳計全部の総額は、 書式を用いて合算したものにすぎない。すなわち支出の各目があつて、 算式上の連続をもつ各款各項の総額と分離独立せしめる しかる後に支出の総額があるのである。

法 律 論 すべき費目を明示せず、すなわち各費目をそのままに据えおき、 たる各細目を合算したものに外ならない。 えれば各費目に対する承諾は基因であつて、総金額に対する承諾は結果である。しかるに上記のような理論によると があるとするか、それはいづれも道理にもどつたものというべきである。 の款あるいは項を作成し、これに蔵計をのせて国会の承諾を求めることがあるとするか、 行政の歳計およびその別紙にかかげた細費目は、 各費目とその集合によつてなつた款の総額および項の総額は、決して分離独立すべきものではない。 総金額に対する承諾を基因とし、 その金額内で一切の費目を支弁する政府の職権を結果とするもので、 故に政府がもし別紙に証明した細費目から合計したものではなくして、 一款一項を構成する基礎であつて、 各費目を集成した款項の総額を減額するようなこと 一款一項の総額は、 あるいはまた国会が、 この基礎 自然の 節減 別

通の準則があるわけでもない。 や項に統合するには、 定の款や項の数があるものではない。また国法の成文によつて一定の款項を設けるものでもなく、 歳計の大別は、 しかして後に各部の総金額の支出を承諾し、 まつたく人々の任意によつて款となし項となすものであつて、 いかなる種類のものをもつて一款となし、いかなる方法によつて一項を作るべきやも決して普 故にこれを一方から論ずるならば、 よつて歳計旧来の体裁をその年度に至つてにわかに変更すること 国会は、 政府の提出した歳計を細別して、 もとより論理上一般の標準とすべき また各費目を款

項し、

をもたないのである。

計編成の形式について、 つておいて、この費目を補い、その不足は他の費目を節減して捻出することができるが、国会はこれを禁止する権利 もしも国会が承諾を拒んだ支出または支出の増加をしようとするときは、たくみに計略をめぐらして、 重にこれを監督すべきものであるが、実際に行われているところによれば、 の外にその弊害のあぐべきものがある。実際の支出はかならず国会の承諾を得たものでなけねばならない、 をその本体たる歳計の金額に及ぼすために、結局はその年度の予算法の制定を妨害することになるであろう。 おいて得ようとこころみるであろう。これもまたいかなる年においてもなし得ないことはない。かようになつてくる もあるであろう。 政府はつとめて歳計を僅かの類別に大分して国会に提出し、よつてその処分の自由をできるだけ広い範囲内に たとえ歳計の本体たる金額の支出については、政府と代議院との間において十分な合意をしたとしても、 しかしてこれはいかなる年においてもなし得ないことはないであろう。 はからざる争を生じ、しかしてその争たるや、現時の国法上の実情ではすこぶる重大な影響 かようなことは行われていない。 また他の一方から論ずるな 他の費目をと 国会は厳 なおこ 政府が 歳

ることについて、 政府と国会との合意であるとか、 法律上の効力とは、 各科各目を通じ、ことごとく同一の性質を有するものであるということは、正当な議論ということがで 政府と国会との合意を有効なものとしたにすぎないものである。 実体的法律の効力をいうものではなくして、要するに支出が必要でありまたは適当なものであ あの科目に対する政府と国会との合意であるといつても、 しからばとくにこの科目に対する 歳計違越の意義を定める

この原則は、費目分類のいかなる程度まで、 ないという原則は、 てはならないのみならず、またその一款一項の基礎である行政費の細目についても、 費目の分類は、 際限のないものというべきである。はたして際限のないものならば、 いまだ確たるものではない。何となれば一費目を節減して、他の費目を増加することについて、 政府の転用処分を許し、いかなる程度までこれを許さないかという区別 国会の承諾に従わなければなら 政府は、款項の定額を超過し

論 叢 から前借して支払つたとするか、これも歳計の違越と称することができるか。 ばもし博物館の管理上、今年度の物品購入費の定額を百ターレル超過したため、その不足額を、次年度の物品購入費 次年度定額金を前借して、今年度の支弁を補足することについてもまた右と同様の疑問を生ずるのである。 たとえ

を明示しないからである。

法 律 ことを明言することによつて成立するものである。歳計がかくのごとくして成立するものであるならば、 右の疑問はいかにしてこれを解くか。歳計なるものは、政府と国会が互に合意して、ある支出が適当なものである その費目分

にしなければならない。しかしてこの類別は、専門の 技術によつて、各費目の性質を詳悉した者でなければ、 しなければならないことはもちろんであつて、普通の歳計の各款の中においても、項を分つにも、 承認したのは、 類の目的もまたこれを知ることができる。すなわち国会をして調査をなし得べくかつその調査に最も便宜を得べから に合することが最良の分類方法というべきである。しかしてその分類は、行政各部に応じて、大いにその方法を異に しめるためには、 いかなる支出の目に対してであつたかということが、費目分類の生じてくる所似であつて、この目的 費目をいかなる階級まで分類すべきであるか、また国会が政府の請求した金額を適当なものとして その分類方法を異

くなすことができないであろう。これを専門技術上の分類、すなわち費目の性質からみて必要な分類というべきであ

合に応じて定むべきもので、

あらかじめ通則を設けるべきものではない。

国会の合意によつて確定せらるべき支出の範囲は、

いかなる点に達するか、

また定額内で各箇の場合を大臣

ができない。もし一方が、双方の約定の限域を超過することがあるとするならば、 なくない。これを要するに政府と国会との双方の合意にもとづいた契約は、一方の専断をもつてこれを変更すること 訳書の提出を求めて、 費目が細別せられる方向にかたむいている。 る。 しかもこの外に人為的あるいは習慣的変例がないことはない。 その費目の内訳書すなわちさらに細別した費目を、 従来は一費目として議決してきた費目に対して、にわかにその費目の内 国会の沿革を案ずるに、 歳計にかかげる新例をつくり出すことが少 かならずこれを相手に説明して、 ある目ある項が、

その追諾を求めなければならない。しかしながらその限域を越えないかぎりは、その範囲内で自由な運動と任意な処 分を、一方の契約者に許すことはいうまでもないことであつて、国会に与うるに無限の権力をもつてするかの代議政 しかして政府国会双方の合意を要する物体は、どのようなものであるかは、 治の国においても、 ある範囲内で、 自由に運動し任意に処分する権利を、行政庁から奪うことはできないのである。 これは実際問題であつて、 おのおのの場

の処分にまかすべき範囲は、 の有様に応じて断定すべきものである。 いかなる点からはじまるかという問題は、 政務上の必要および国会の利害の点から実際

計違越の意義を定めるにあたつて、政府と国会との間におこるべき争論を防ぐために、実際に好結果を得られる

K に上つた行政支出を、 基準細目歳計を設ける一方法あるのみである。 切主務行政長の随意処分に一任し得るもの、 ただの一項の費目に総括することを避け、 すなわち最早国会の意見を聞くに及ばないものたらしめ、 しかしてこの方法は、 細分し得られるまでこれを細分し、その定額内の出 従来法典が公布した歳計のように、

41

法

さらに一方から考えるときは、政府の処分にまかすべき定額を設けるには、いかなる範囲を限度とするか、またいか なる処分をもつて、 基準歳計の制度は、 歳計を違越したものとするかの疑問は、 国会の承諾権および削除権は、どの範囲にまで達するかの疑問を生ぜざるを得ないけれども、 基準歳計の制度によつてはじめてこれを決することがで

七

きるのである。

叢 律 論 細に論じている。この点について、ドイツの予算法を前提として考えるならば(わが国の予算もまつたくこれと同様 てその総金額を構成しているその細目の金額に対してまで及ぶものであるかということが問題になつてくる。前者を 無限の権力を発揮し得ることになるであろう。それはいいかえれば国会の予算議決権をして無意味のものたらしめる とるならば、 以上のようにラバンドは予算法の効力が実際に及ぼされる点を、予算法の内容を検討することによつて、これを詳 予算法の効力は、支出についていうならば、予算の総金額に対してのみ及ぶものであるか、しからずし 行政機関は、 単に経費の総金額について制約を受けるだけであつて、その総金額の範囲内においては、

効力が及ぼされる、 づである。 けているが、この制度は単に両制度の折衷であるということだけであつて、そこに何等の独自の理論も存在しないは て行政機関は自由にそれを変更することができるというのである。この中間の制度を、ラバンドは第三の理論と名づ ラバンドは永々とこれを理論付けているが、それは単に折衷論を述べているというか、 しかしながらそれ以下のすなわち目以下の細目に対しては、 予算法の効力は及ぼされない、従つ あるいは不徹底な

中間をとつて、大分類たる款および項までは立法として確立する(形式的意味の立法であるが)、

すなわち予算法の

て、行政機関の自由裁量の余地はまつたく失われてしまうというのである。そこでプロイセンの実際の制度は、この ことになるであろう。反対に後者をとるならば、行政機関は細目の支出についてまで国会の制約を受けることになつ 国会との合意である、

威とい 理論上の見地からすれば、どこまでも折衷説であつて、理論を愛好するドイツ法学をもつてしても、 理論を述べている以外の何ものでもない。この款項制は、ドイツにおいてはすでにプロイセン意法制定以前から採用 革はとにかくとしても、 の裁量権を有しなければならないという考え方は誤りである。 として、 論的に解決のできないのは当然であろう。それは根本において、予算法そのものの考え方を誤つているからである。 おける財政法においても採用せられている所以である。 大分類制に落着かざるを得ないところであろう。これがわが国でも、 やくそれが発達してきたものである(立法からみた予算、 せられているものであり、 われるラバンドの学説をもつてしても、 ある程度の裁量の余地が必要であるというならばとにかく、予算執行上の法的権限として、 根本問題として、 また予算法の効力に関する理論がどうであろうとも、 しかもそれはひとりドイツばかりではない、フランスにおいて、実際政治と関連してよう 何故行政機関の裁量を認めなければならないのかということである。 理論的解決はできないのである。 しかしながらこの制度は上述したように、予算の効力とい その序説、 いわんやラバンドのように、予算法をもつて、 参照)。 明治憲法の下においてもまた日本国憲法の下に 実際問題としては、 かようなドイツやフランスにおける沿 しかしそれは何人をもつてしても理 行政そのものの性質 かような款項制 また予算法の 行政機関が一定

政策上の見地から、 国会の承認がどのような程度の拘束性をもつて行われるかという単なる予算の内容論としての問

根本においてこのような問題がおこつてくる余地がない。

問題はただ

行政機関はこれを誠実に執行する以外の何等

予算法の内容は立法として、

国民 政府と

権限をも有しないものであると考えるならば、

国会の一方的意思によつて決定せられるものであつて、

あるいは契約であるなどと考えることは以ての外である。

43 る見解の相違は、 だけである。 すなわちこれは政策論であつて、 予算法の本質が立法であると考えるか、 法律論では しからずして行政であるとするか、ここからみちびき出さ ない。 これがア メリ カに おける現情である。 これに対す

る。 る。その分類が款および項であるということであるが、いづれの予算をも、この款および項に一率に機械的に分類し 第二は、予算法の内容あるいは実質の問題である。すなわち予算法とは、 この計算表という見地から、ドイツでもまた他の国でも、この計算表の内容を、 財政の見積計算表であるということであ 機械的に分類していることであ

論 存在しない。小分類すなわち細目といえども予算法の効力は全面的に及ぼされてくるのである。これがアメリカ合衆 見地からなされる分類については、予算法の効力は全面的に及ぼされるのであつて、そこに大分類、小分類の区別 じて分類して規定するというのならば、 ていることである。この機械的分類、すなわち款項に対して、ラバンドのように、これを理論付けようというのであ るが、それがそもそも無理な註文である。実際の行政を前提として、その行政の執行にする費用を、 あるいはそこに理論付けも可能であるかもしれない、しかもまたこのような 行政の性質に応

法 その分類の中、 うような制度に対して、これを合理的に理論付けようということはできない相談ではあるまいか。 いづれにしてもドイツにおけるように、またわが国その他におけるように、予算の内容を機械的に分類し、 大分類に対してのみ予算法の効力が及ぶものである、 小分類に対しては予算法の効力は及ばないとい しかもラバンドは しかも

律

一の支出金法の実際である。

### 財政法

上述のようにこれについて永々と理論化しているのである。

「予算の部款項の区分」

歳入歳出予算は、その収入又は支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、

入にあつては、その性質に従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し、歳出にあつては、その目的に

第三十三条

「予算の移用、流用

(2)

従つてこれを項に区分しなければならない。

「予算の配賦

歳入歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為を配賦する。

第三十一条 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各庁の長に対し、その執行の責に任ずべき

前項の規定により歳入歳出予算及び継続費を配賦する場合においては、項を目に区分しなければならない。

(3)(2)

第三十二条 各省各庁の長は、歳出予算及び継続費については、各項に定める目的の外にこれを使用することができない。 「予算の目的外使用の禁止」

大蔵大臣は、第一項の規定による配賦のあつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

て国会の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経て移用することができる。 各省各庁の長は、各目の経費の金額については、大蔵大臣の承認を経なければ、

部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつ

各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の経費の金額については、各

目の間において、 彼此流用することがで